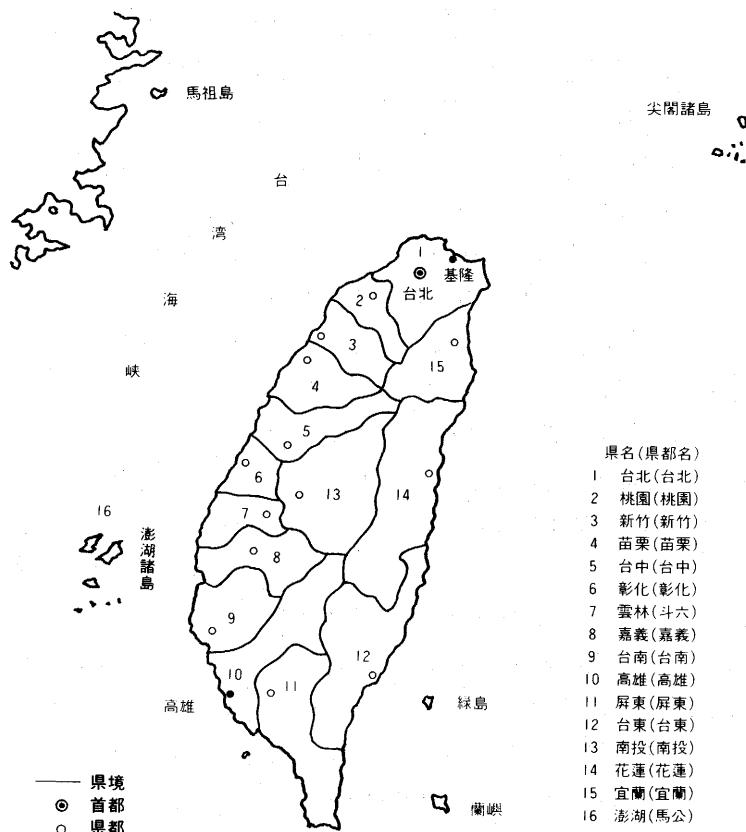


第7章

台湾（中華民国）の憲法制度

台灣

面 積	3万6000km ²	政 体	共和制
人 口	2155万人（1997年央）	元 首	李登輝總統
首 都	台北	通 貨	元（1米ドル=32.64元，1997年 末）
言 語	漢語（北京語，閩南語，客家語）	会計年度	7月～6月
宗 教	佛教，道教		



I 総 説

一般には台湾の呼び名で知られている、この国の正式名称は、中華民国である（中華民国憲法第1条）。台湾本島と澎湖諸島を中心とする、この国々の面積は九州とほぼ同じであり（35.873平方キロメートル）、中国本土の省で言えば海南省と同じくらいの大きさといえよう。そこに1997年現在、約2155万人の人々が住んでいるが、人口密度にすると、1平方キロメートル当たり598人となり、さほど広くない所にかなりの人々が生活している地域ということになる。

この台湾本島の周辺領域には、もともとは原住民としてマレー・ポリネシア語系の人々が住んでいたのであり、日本でいう高砂族などもその一つである⁽¹⁾。この地域は亜熱帯であり、ことに昔は疫病が多く発生して生活がしらずかったとされていた。一方、船舶行路の重要地帯として、澎湖諸島のほうは比較的、早くから中国大陆の影響下にあったとされている。すでに蒙古人の元の巡司とか、あるいは明の巡檢司が派遣されていた（いずれも、本土の巡視所）。しかし台湾全土での支配力を確保するには、とうてい至らなく、そして当時として、本音をいうならば、さして台湾本島についてまで領土的魅力も感じていなかった。1622年、澎湖諸島にオランダが進出した。けれども24年、明の朝廷の勧告で、ここより退き、その代わり台湾南部へ移住した⁽²⁾。すなわち、台湾本島なら居てもかまわぬというのが明朝の暗黙の意思であったとされる。この直後、続いて東洋に進出してきたスペインがフィリピンを占領したのち、兵力を送り込み北部の基隆一帯を占領した。ここでオランダとスペイン両国の戦いが行われるにいたった。結果として、スペインが撤退して台湾は、オランダ単独の領土となる。そして主力産業として砂糖黍を原料とする製糖業を営んだのであった。それにつれて、中国大陆からの労働者がしだいに数を増やし、この当時のいわゆる漢人人口は5万人にのぼったという。

折しも、この時期に中国大陸で一大変動が巻き起こった。それまで中国本土を支配していた漢人（漢族）が北の満人（満州族）に打ち破られたのである。明王朝に代わって新たに清王朝が登場した。本土のこうした波及効果は、台湾にも及び、明朝に仕えていた鄭芝龍將軍（彼は、海賊上がりの顔役という一面も有していた）は、オランダ人を追い出して、台湾を中国化したのである。そして、息子の鄭成功は王朝を築きあげ（1662～1683年），台湾のみならず台湾沿岸地域をも支配し、王自信は廈門に居を構えていた。このころ、明朝の流れを汲む多くの人々が又候、台湾に渡ってきたのである⁽³⁾。

当初、中国の満州族出身の清朝自身は、台湾の上記のような変化にはまったく無関心であった。唯、何かあっても中国本土には問題を持ち込みず、攬乱しないようにと、ことあるたびに要請していた。しかしこうした要請が幾度となく繰り返されたにもかかわらず、鄭朝は、これをことごとく無視し、度々、本土沿岸に危害を加えていた。ついに、怒り心頭に発した清朝は、折りからの三藩（雲南、広東、福建）を平定した勢いに乗じて、ここに大軍を派遣、完膚なきまでに鄭朝を殲滅して、台湾は中国領の一部となった（1683年）。この時点での漢人の人口は、15万人くらいであったろうと推定される。そのなかには、高度の教養を修めた進士も少なからず混じっていた⁽⁴⁾。この後、1895年まで、多少の糾余曲折を経ながらも清朝の支配下にあった。漢人の人口は11年に約195万人、93年に約250万人となっていた。この漢人の間にも、それぞれの自分の出身地ごとの対立というものが、しだいに芽生えるようになっていった。「分類械闘」といわれるものが、それである。つまり、華南人として知られる福建省の福佬人と、その後から来た広東省の客家人の対立が、それである。さらに、前から住んでいた原住民への侮蔑感が、相互に渦巻き、なかなか、まとまりのある一体感もなかったとされる。以上のような情勢の下では、台湾人としてのアイデンティティは、この時期ではまだ存在しなかった。なお、51年から始まった太平天国の乱で、かなり多くの人々が華南地方から台湾へ逃れたことも付言しておく必要があろう。今日、割合の上で最も多数派を占めるのは、福建省南部からの出身者の子孫である

といわれている。

19世紀も後半になると、いわゆる植民地化の時代で、いくつかの国が鶴の目、鷹の目で台湾を狙うようになった。なかでも日本とフランスが競い合っていたのであるが⁽⁵⁾、究極的には朝鮮の支配をめぐって清国と対立していた日本が、1894年の日清戦争で勝利したことにより、新たな支配者となるのである。1895年、下関条約で正式に台湾を戦争の賠償として譲り受けた。しかし、これを人々が望んでいたはずではなく、同条約に反対する4カ月の台湾民国時代をはじめ、日本領となった後も激しい抵抗運動が続いた。台湾の全人口が、260万の時、1万4000人の死者が出て、日本側も日清戦争のなんと3分の1の兵力を投入し、総司令官には乃木希典を立てて鎮圧しなければならぬほどであった。こうしてようやく力で騒ぎを押さえ込み、以後、約50年の間、1945年、日本が第二次世界大戦で破れるまで、わが国の植民地化政策に則った台湾統治が行われた。

以上は、1945年までの台湾の歴史のきわめて大略だけを記したにすぎない。

次に1945年以降から今日にいたるまでの概説を述べてみよう。正式の国名からも判るように、この国の政府自体は、中国本土（大陸）に存在していたのであった。そこで長い国共内戦の結果、大陸で敗れた蒋介石の国民党軍（國府軍）が台湾へ逃れて今日の姿となったのである。その間、首都も重慶、南京、台北と戦火のたびに目まぐるしく変わっている。国民党（國府軍）は、49年5月20日、台北市に入ると、早刻、戒厳令を発して、戦いに備えたが、中国大陸においては同年10月1日、北京政府が樹立されて、やむなく12月9日、国民党は、政府自体を台北へ移住する決定を下した。前者が中華人民共和国であり、後者が中華民国である。後者をわれわれはよく台湾と呼ぶが、建前からすれば台湾は中華民国を形成する一つの省の名称にすぎないのである。現に97年7月に憲法改正を行うまでは、中国全土を統轄する中央政府は台北に、地方を統轄する台湾省政府は島の中部、南投県に象徴的におかれていた（台中市の東南に作られた中興新村）。

日本の植民地時代が終わりを遂げた1945年時代には、台湾に光が蘇ったと

いうことで、一般に台湾光復と呼んでいる。日本からの返還式典には、連合国軍最高司令官の命令によって中国政府を代表して、関係文書に署名したのは、国民党代表者であった⁽⁶⁾。これより先、同年10月15日、国民党制定の法律を適用することが公にされ、ここに台湾においても中国法が全面的に適用されることになったのである。

ところで、日本人に代わり新たにやって来た国民党の中華民国の人々（官僚、軍人）は、台湾人を何かにつけて蔑視するものが多くいたという。要するに、彼らと台湾に以前から住んでいた人々とは、なんらの心理的な連関も初めからなかったといえよう。こうした軋轢が引き金となって起こったのが、1947年2月28日の、世に言う「2・28事件」であった。この事件が決定的な要因となり、同じく中国人ながら、両者のなかには埋め難い溝が生じた。「台湾人は、中国人ではない。」と言われてたほど、中国本土から来た人々（これを外省人と呼ぶ）と、前から台湾に住んでいた人々（これを本省人と呼ぶ）との間には、一口で言うならば支配者と被支配者の関係が生まれたのである。省籍矛盾の問題も、やはりこうした両者の対立から生じたものとされている。政治的にも、経済的にも、また、個人的にも、軍人、財界、公職等、社会のあらゆる分野で、本省人たる台湾人の参加は著しく制限されていた。この実情のひどさに米国も49年、国務省の出版した『中国白書』では「新たな支配が始まっている」と述べたほどである。あまりにも大規模に、いつも簡単に政治的な圧力をかける蒋介石（時の總統、かつ国民党主席であり、国家と党の主席の地位を個人が担っていた）に弱りきり、しだいに彼とは距離をおくようになっていった。ところが、こうした情勢を根本から変更せざるを得ない出来事が起こった。50年6月25日、突如、朝鮮半島で戦争が勃発したのである。ここにいたり、それまで冷たい目を向けていた蒋介石に、急遽、政策を転換し、再び軟化した態度をとらざるを得なかったのである⁽⁷⁾。

朝鮮半島で本格的な戦争が行われている間、この台湾与中国との間では、大規模な闘いは起こらなかった。砲撃戦という形で、1958年8月23日、金門、馬祖両島を中国軍が攻撃して以来、奇数日には台湾開放を唱えて中国側、偶

数日には大陸反抗を叫ぶ台湾側という具合に、互いに砲撃を交える合戦が続いたのである。しかし、その間台湾はしだいにエネルギーを国内の産業振興に向けはじめた。いわゆる「政治7分、軍事3分」の合い言葉をスローガンに、武力による大陸奪還に代わって、専ら経済建設に力を注ぎはじめたのである（砲撃停止を中国側が発表したのは、79年元旦、祖国復帰を提唱した時である）。

かくするうち、国際政治の情勢変化に伴い、1971年11月15日、中国は、ついには国連の議席を獲得するにいたった（国連総会本会議の投票結果、10月6日は、賛成76票、反対35票、棄権17票）。すでに、台湾は、この決議案が出る直前に国連を脱退していた。このようにして、一方の北京の中国政府は、それまでの黒子から日の当たる国際政治の表舞台に踊り出たわけである。そして72年、それまで大陸への反攻を強く主唱していた初代総統の蒋介石も高齢ゆえに死亡した。

日本とは、1972年に断交していたが⁽⁸⁾、米国も79年にやはり断交した。ただし、この米国にあっては、断交にあたって国内法たる「台湾関係法」を新たに作った。これは、従来の親密な関係をけっして無にはしないという決意を決めたものと理解されている。すなわち、台湾の平和と安全は、米国のそれらと密接な関係に立つものであり、したがって、基本的国策としても台湾の法律上の地位、軍事的および経済的な平和や安全につき、最大限の注意をはらうこと、ならびに従前どおりの関係を、可能なかぎり実質的にも維持すべきことを、広く国際社会に宣言したのである。これによって、台湾の独立を外部から壊すような危険から守り、かつ、それまでに構築された文化的、経済的な交流関係も保持されることになっているのである。台湾に対する威圧は、東アジア全域に対する脅威であり、「米国の重大関心事」に外ならないとする、この法律のもつ重味は、台湾にとっては、正に頸下の珠であろう。いわば唯一の安全弁たる役目を負っているのである⁽⁹⁾。

II 法制史

1. 前 史

中華民国が継受している中国法⁽¹⁰⁾自体は、沿革的にみた場合、大陸法系諸国の法体系に主として属するものである。もちろん、これ以外に独自の法的特色を備えている箇所もあるのは、いうまでもない。もともと遙か古く、すでに周、漢の時期においては、中国本土のこれらの地域に、相当程度に発達した固有の法体系が備わっていたという。ことに唐の時代になると、日本もこうした古代中国法を継受する時代にまでになった。600年代の半ばより1200年頃までには、日本から多くの留学生が唯、ひたすらに法を学ぶため中国を訪れたといつても過言でないくらいである。その後、ようやく東アジアの政治的、文化的な中心地としての役割を果たしつづけるのであるが、そのうちに本来なすべき必要な努力を怠るようになってきた。その結果として、時代の要請に応えぬ面も多くなり、硬直化していったと、一般的に指摘されている。

2. 改革の試み

アヘン戦争以後に受けた西洋衝撃（Western Impact）で、法律の面でも、外国の法制度、なかんずく西洋のそれを、積極的に取り入れようとの声が強くなってきた。これは、いうなれば近代法への脱皮であり、具体的には西洋の大陸法への継受の試みである。そして、こうした意見に押されて清朝末期、西洋諸国への適正な雛形を探るべき努力の方策がさまざまなされた。とはいえる、当時の国内事情もあり、なかでも辛亥革命が起こるなど、政治的にも不安定となり、必ずしも改革に向ける努力の気運は、残念ながら一本に纏ったものにはならなかった。そうしたなか、とりあえず基本的なものからと、憲

法、民法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法といった分野で、新しい法典が作られることになった⁽¹¹⁾。これらの多くは、フランスおよびドイツ、それに加えて、これら西欧法をモデルとして、やはり国の近代化をはかった日本が、いわゆる母法の役割を務めている。すなわち、憲法は、その前提たる憲政学的な主義、理論面では、とりわけ日本法との親近性が強く感じられる。また、民法は、ドイツ法、フランス法、日本法を基にしているし、刑法は、フランス法、ドイツ法を参考にしている。また、いわゆる商法という単独法という形では存在せず、民商統一国であるが、実質的意味での商法は、その多くは日本法の影響を強く受けている。例えば、商業登記法、公司法（会社法）、票據法（手形・小切手法）、海商法、保険法等の単行法は、いずれも日本法の兄弟法ともいえるくらい、条文の形態においても似ている。同様に手続法の要ともいえる民事訴訟法も、似たような具合にドイツ法、オーストリア法、そして日本法を参照して出来上がっているといった案配である。

今日でも主たる法分野で、日本の学問上の論点が各学者の間で研究せられ、かつまた、学説とか判例とかが唯一考証され、論証され、かつ紹介されている。これは、先に述べた各種の法律の原典を日本法にも求めたことの、一つの証といえよう。こうした学問的系譜をたどっていった場合、それは当然なのかもしれない。もちろん、ドイツの文献（書物、判例、ディセルタティオン等）が引用されるのは、これまた当然の結果といいうるであろう。

III 憲法総論

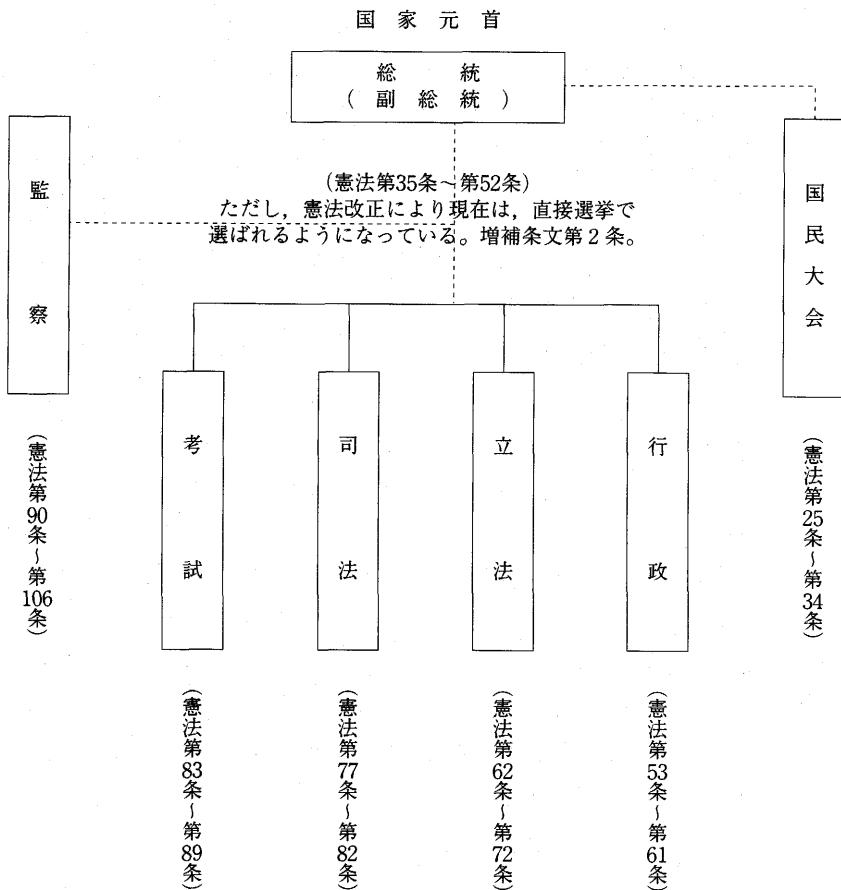
はじめに

憲法の制定——現在の中華民国憲法は、1946年（民国35年）12月5日、国民党政府がまだ中国本土にあったとき、首都、南京で発布されたものである。すなわち、同年、国民大会で制定され、翌47年1月1日、これを国民政府の

名で公布、同年12月25日から施行されて今日にいたっている。憲法前文にも記されているとおり、この中華民国憲法、それ自体は中華民国の建国の父とされている孫中山（孫文）の提唱によって築かれたもので、彼の提唱した三民主義を基本理念としている。それまでの中国を4000年の永きにわたって、同國に根づいていた皇帝の支配体制を打ち破り、新たな指導理念としての国民主導型の体制を示すものである⁽¹²⁾。この意味では、彼、孫文の提示した理想は、等しく人民の手に政治の指導権を認めようと主張する中国共産党の指導要綱とも、なんら、矛盾するものではない。それ故、中国本土においても孫文は敬愛の情を台湾におけると同じように、今日なお示されている⁽¹³⁾。

中華民国憲法第1条には、民有、民事、民享（民族、民權、民主）という、日本語でわかりやすくいうならば、「国民の、国民による、国民のための民主共和国」を謳い上げている。国体に関するこの規定こそが三民主義の本体なのであり、リンカーンのゲッティスバーグの演説と底辺に流れるものが似かよっている。言うなれば、それと基本的な色彩を共有しているものとみてよいであろう。国家を皇帝等の1人が自由に動かし、かつそのものの心の赴くままに処分するのは本来的に許されるべきではなく、国民の1人1人が主体として國の方策につき参画する権利をもつことを明らかにしたものなのであろう。国民こそが主人公で、その国民自身の問題に正にかかわるものである以上、国民が主体的に、その動向を決するにつき最終的決断を下すことを明らかにしたのである。憲法第2条は、このことを受けて主権は国民全体に属する旨、定めている。このようにして示された明確な意思表示は、当然のことながら、今日も憲法の基本的枠組みとして、磐石不動の地位を保持している。したがって、いうなれば中華民国憲法は、以上のような三民主義を基調に、これに國権の作用を五つに分かつ五権分立という装置に特徴づけられる。われわれには、ちょっと耳なれない言葉である、この五権分立というもの——五権分流と言い換えても同じであるが——は、通常、講学上でいうところの三権分立、ないしは三権分流（立法、司法、行政）に加えて、孝試権（国家最高の試験機関として公務員、専門技術者の国家試験、官吏の試験、叙勲

図1 台湾（中華民国）の国家政府組織図



(注) 総統の罷免案は、国民大会がその総数4分の1が提議し、3分の2以上の同意を経て提出し、かつ中華民国自由地区的有権者総数の過半数が投票し、有効票の過半数が罷免に同意したときに成立（なお、副總統も同じ）。

また、立法院が国民大会に弾劾案を提出し、国民大会代表の3分の2以上が同意したときに成立（なお、副總統も同じ）。

増補条文第2条9項および10項（1997年の憲法改正）。

実線は行政体系上の、点線は政府組織関係上の指揮系統である。

(出所) 『台湾総覧』（1997年版）に基づき筆者作成。

等を行う），および監察権（国家最高の監察機関として，公務員の懲戒，会計監査等を行う）の二つを加えたものの総称である。こうした独自とも思える國家機能も，やはりまた，孫中山の遺訓のひとつといわれている。

以上のような三民主義，五権分立を基礎にして，中華民国憲法は全体で14の章から成り立っている。すなわち，総則，国民の権利義務，国民大会，總統，行政，立法，司法，考試，監察，中央および地方の権限，地方制度，選挙・罷免・創制・複決，基本国策，憲法の施行および改正の14章である（図1）。

1. 情勢の変化に伴う客観的变化

中華民国憲法を語った場合，なによりも特色であることは，その妥当する効力の範囲の著しい，地域的な縮小化ということである。同国の国内事情からして，中華民国の政権が度々，首都を代えざるを得なかつたことは，前述したとおりである。それに伴って，憲法典も，また数度に及ぶ変遷の旅を経験しているのである。この世に誕生すると間もなく，否応なしに活動する客観的領域を縮小していくことになっていったわけである。例えば，蒙古，チベットなども，その内には包含して限定している（第26・91条参照）。今日，誰が見ても，この規定が現実にはさして重要な意味をもつものではないことは明らかであろう。国民政府によって公布，施行されてほどなく，2年後の1949年には，早くも共産党との闘いに敗れてしまったため，中国本土から撤退して台北に本拠地たる首都を移さざるを得なかつた，そして，同年の10月1日，結局本土では，中華人民共和国が北京に樹立されるにいたつたわけである。それで，これに対抗すべく12月9日，正式に台北に中華民国を移転させたのである。その後，分離したこの二つの中華国家は，それぞれ実体をもつものとして互いに競い合うように，目覚ましい経済発展を遂げて，今日に及んでいる。

ともあれ，実質上は中華民国憲法が妥当するのは，台湾本島とその周辺

(澎湖諸島やその周辺の小島), および金門島と馬祖島といった福建省の一部だけである。したがって、建て前の上で中国全土という当初の統治区域からすると、現在の効力の及ぶ範囲は、客観的に判断して、地理上は、相等程度に変貌をとげていることになると認めざるを得ない。

2. 憲法の改正

中国の国内事情が先にみたような状況であったことから、北京、台北とともに二つの互いに異なる政府を擁立して、しかも、それぞれが政治、経済、軍事等、世界に通用する実体をもつ政府を有するにいたっている。その上、おののおの相手側を非難し合い、かつ長いこと他方の国を意識して、準戦時態勢下においてきた、そして、このことは、当然の帰結として憲法が生きる世界にも、その影を落としている。戒厳令は、総統に非常大権を与え、そうした臨時体勢を固めるもので、国民の権利や自由が制限されるのであるから、憲法の認めている法秩序に外から枷をはめるものである。これが「動員叛乱時期の臨時条項」なる戒厳令であり、元来は、あくまで期限つきの立法としてスタートしたものである⁽¹⁴⁾。1948年5月10日に発布されてから、実に38年の長さにわたって、施行されたままの状態であった。しかし、周囲の環境や国民の声等、総合的に判断して、87年7月15日に解除され、さらには91年4月22日に国民大会（臨時）で、この臨時条項そのものを廃止する決議が採択され、91年5月1日をもって臨時条項はついに廃止された（李登輝総統の総統令宣言）。こうして、半世紀以上に及んだ共産党との内戦は公的に終了したのである。

一方、憲法の規定を予め憲法が定める手続きに則して改める、憲法改正の手続きは、これまで4たび行われている⁽¹⁵⁾。しかし、臨時条項の廃止と、この憲法改正の手続きは侃侃諤諤、政治上の議論も百出するほど、台湾のおかれている今日の苦悩を、如実に物語るものとみてよい。これまでの改正、それ自体、憲法の基本的な構造部分に少なからず変更の手を加えたものとさ

れている。そして、この改正は、どれも皆、李登輝總統になってから行われている。この意味で、彼の時期に政治的にも将来に向けた台湾の選択が行われていると考えてもよい。第1回の改正が行われたのは、1991年4月22日で、第2回目の改正は、92年5月7日で、この2回に及ぶ改正で、全18カ条にわたる条文を書き改めた。この最初と2回目の作業は、本来、一体としてとらえるべきものであり、まず第1回目で10カ条の改正を行い、次いで第2回目に8カ条の改正を行い、この二つの改正作業の結果、条文は通し番号で示されている。そして、第3回目の改憲は、94年7月29日に行われているが、ここでは行政院長の権限を縮小、国民大会の組織、運営等に新規定を加えるとともに、前2回の改憲条文（増補条文）を新たに整理統合している。總統の人員任命に任免命令を発布するとき、行政院長の副署は要せぬとすることは、それだけ總統が単独で行動しうる範囲が大きくなつたことを意味する。また、第3期国民大会からの議長、副議長を1人ずつ設け、互選により選ぶとしたのは、それだけ国民大会に比重をもたせようとしたものであろう。結果として、全体で10カ条という改憲規定になったのである。ところが、これから3年後の97年7月18日、またまた改憲手続きを行い、政治体制を改革する大幅な手直しに踏み切った。これは、47年、現憲法を公布して以来、最も大規模な修正といわれている。事実上、省としての台湾は廃止、したがって、台湾を一つの国にしようとの意思がうかがわれる。立法院（国会）では、与野党的議席数が以前にも増して拮抗していることから、こうした政党間の対立を行政院人事にまで引き込むのは得策でないと判断した。その結果、總統が行政院長を指名した後、立法院の同意を得ることは不要としたほどなのである。

4度にわたるこういった改憲手続き（増補条文）を経て、どのような点が変わったのであろうか。きわめて大まかな概要を示すと次のとおりである。まず国会を見てみよう。建て前上、国会は広く中国全土を代表することになっている。しかし、かつて蒋介石とともにやって来た大陸出身の人々で構成されていた、そういう国会に籍をおく人々も、その多くの者が死亡、あるいは高齢化で、実際上、今となってはその数も底を突いてきた感がある。それ

故、現在では中国全土を代表しているという方針を捨てざるを得なくなっている。それで国民大会と立法院は、実際には、台湾規模で選ばれるようになったし、また監察院は總統による指名で決まるようになったのである。ところで、一口に国会といっても、その組織は日本のそれとは異なっているので、若干この点で注意を要する。中華民国で国会といった場合、次の三つ組織が考えられ、それらが一体化して、初めてわれわれの国会に当たることになる。具体的には、国民大会、立法院、監察院であり、以上の三者を統合して一般には中央民意代表機構と呼んでいる（ただし、それでも1992年5月以降、監察院はこの機構から外れた）。それで、一応この三者の働きをすべて合わせると、ちょうど日本の国会と同じ役割を果たすものが見えてくることになる（三民意機関）。それでは次に、それらの役割を調べてみよう。まずは国民大会であるが、この役割というものは元来、とりわけ憲法改正と国家元首たる總統の選出、罷免であった（第27条）。またそして、この選出方法も、もともとは中国が多民族国家の側面をもつことより、現在の台湾を前提としたのでは想像し難いくらいの多様性を謳っている。ともかくも、92年の改正により、總統の選出ないし解任は、国民大会の権限事項ではなくなった。したがって、現在は憲法改正だけを専権として取り扱うこととなっている（なお、第30条参照）。

次に立法院であるが、これは日本の衆議院に相当するものである。構成員は、立法委員と呼ばれており、その選出方法は国民大会代表と同様で、やはり本来、大陸出身の者によって万年、終身化していた。しかし、これも漸く台灣化の波が渦巻き出し、その流れが本流となりはじめている。1991年1月2日に国民大会、92年12月に立法院で、久方ぶりに全面改選が行われたが、投票結果は、それぞれ前者の定数403議席中、国民党318議席、民進党75議席、また、後者の定数161議席中、国民党96議席、民進党50議席というものであった。野党全般はこのところ急速に勢いをつけてきており、その意気込みの激しさがうかがえる。なお、立法院の定数は97年7月の改憲手続きで同増補条文の第4条で225人に増員されている。

そして、最後の監察院は、既述のとおり総統の指名によって選ばれるようになり改正されたため、91条の適用はなくなった（1992年5月の増補条文の第15条、それを受けた1994年7月の増補条文の第6条）。

次に憲法上の役割、という点からみると、立法院は法律案、予算案、戒厳令案、大赦案、宣戦案、講和案、条約および国家のその他の重要事項について議決する専権を有している（第63条）、一方、監察院のほうであるが、これは国権のすべての機関に対する最高の監察機関であり（第90条）、なかんずく総統、副総統に対する弾劾権は、チェック・アンド・バランスの観点からみて非常に優れた方式とも考えられていたものである。これが総統指名制となって、役割そのものは同じであるにせよ、今後どのように変化を遂げ、変質してゆくのかは誰しも目を離せぬ実に興味深いところといえよう。

初めは全中国を代表するという憲法上の方針も、今日では誰も本気で信ずる者はいまい。実質的な意味でも、もはや中華民国は台湾およびそれに付随する島々だけを、実効支配する国へ変化してしまった。このことは李登輝総統の憲政改革が民主化の推進をバネにして、憲法の骨組を改正し、かつ憲法の大事な点を踏み越えてまで、行われていることからも、推測がつくのである。憲法改正によって、中国的色彩を徐々になくし、それに代えて台湾的色彩を前面に押し出そうと、その可否を台湾住民の意思に求めた。いうなれば、今から50年近くも前に作られた憲法に固執せずに、逆に台湾の現実のほうに合わせて、憲法を変える方向へ歩み出したともいえよう。国家元首たる総統を、国民大会で選ぶことになっていたが（副総裁も同じである）、1994年7月の増補条文の第2条、それを受けた1997年7月の増補条文の第2条で、台湾住民による直接選挙に切り換えた。この結果、96年3月に行われた総選挙では、李登輝が他の3人の候補者に圧倒的な差をつけて当選したのである。得票率では過半数の約54%であった。したがって、彼は初めて人民（市民）による選挙の洗礼を受けた初代の民選総統ということになる。

司法院大法官について、これまで憲法にも法律にも、その院長および副院长に関し任命資格についての明文の規定は、なんら存在しなかった。最近、

ここにここ数年間の間に、この点に関し争いある事例がいくつかあった。政治的な偏向性をもつ不適格者が司法の長に充てられることになると、司法権の独自性、独立を脅かす一大原因となりかねない。正に中立性を司法、自らの手で放棄することになる。その危険性や虞れを防ぐ意味で、こういった問題は制度的に未然に回避すべきであり、司法関係者の間でも同様の見解が強く主張されていた。1997年7月の増補条文の第5条によると、司法院院長、同副院長は、必ず大法官のなかから任命されなければならない。この規定により、今後の激動の時代を乗り越え、湧き上がる世論のなかで、大法官を国民のコントロールしやすい場所におき、そうすることによって司法の独立性、中立性をより強固なものにしようとするものである。なお、行政院が司法院の提示した司法部の概算要求額についても、それを削除ないしは減額することは許されない。ただし、意見を付して立法院へ送ることは差し支えないこととなった。このような努力の試みは、司法経費の増加をはかることによって、すなわち、法院の人的、物的体制の拡充によって裁判を充分に機能させ、それを遺憾なく発揮させるために、また同時に行政権等からの干渉の防止を防ぐために、司法権の強化策の一環として今回導入されたという。

省政府といった地方自治体（その長や議会）についても、地方政府としての地位から、ランクを下げた県へ降格された。これに伴い人員も大幅に削減されると同時に、憲法第108条、第112～115条、第122条の制限を取りはらうため、1994年7月の増補条文の第8条の下で定めていた。今回それを直接、總統任命による構成にした。この点、前回の増補条文の下では、地方自治体に関して市民選挙による方式をとっていたのである。ここにも、また、「中国全体」という過去の形見から、縁を切ろうとする意思が見えてくるものといえよう。中国全土のなかの一省たる台湾省ではなく、台湾こそ自分たちが住んでいる国家なのである、という位置づけをしている。台湾省そのものには、言及していないものの、これは結局、省としてのランクとは決別することを意味している。

このほか、目につくとこでは、弱者保護の規定も毎回のごとく顔を見せて

いる。国家として、充分、これらの人々にも気を配っているとの、意味が込められているものであろう（1997年の改憲手続きの第10条の規定）。

IV 憲法各論

1. 人 民

一般に国民、市民のことと指すのに、中国語では「人民」という言葉を用いている。この人民の基本的権利および義務は、憲法の第2章の第7条から第24条に列挙されている。具体的には、まず包括的に人民は、男女、宗教、種族、階級、党派の区別なく、法律上は一律に平等であることを謳い（第7条）、人身の自由の手続き的保障を、一つの条文のなかにかなり細かく、刑事訴訟法なみの規定を有している（第8条）。軍事法廷では人民は、裁かれぬことを明言している（第9条）。それに続き、居住、移転の自由（第10条）、言論、研究、著作、出版の自由（第11条）、通信の秘密（第12条）、宗教、信仰の自由（第13条）、集会、結社の自由（第14条）、生存権、労働権、財産権は保障されるとの規定もあり（第15条）、さらに請願、行政訴願、訴訟を起こす権利も当然、保障されるとの条項もみられる（第16条）。このほか、選挙、罷免、創制、複決の諸権利も、また同様に有している（第17条）。人民は、試験を受け、公職に就く権利を有する（第18条）。義務としては、納税の義務（第19条）、兵役の義務（第20条）、の2大義務を課するほか、反面、権利でもある教育についても同様に規定を設けている（第21条）。ここに明文をもって掲げられていない、その他の自由、および権利であっても、社会の秩序、公共の利益を妨げないかぎり、同様に等しく憲法の保障は及ぶ（第22条）。そして以上の自由、権利は、それらが他人の自由を妨害することを防止し、緊急な危難を回避し、または公共の利益を増進するために必要なものを除き、法律による制限は許されない（第23条）。また、国民の下部（しも

べ) である公務員について次のような定めがある。およそ公務員たる者が、違法に人民の自由、権利を侵害した場合、法律によって懲戒を受けることは無論、このほか刑事、民事の両責任をも負わなければならないし、その受けた損害については、法律に基づいて国家に対して賠償を請求することができる旨、規定しているのがそれである(第24条)。このように、各規定を総合してみると、かなり高度に及ぶ人民の基本的な権利や義務が保障されていることになる。人間としての生活を営むために、国家に対して保障を要求する権利たる、いわゆる社会権のようなものも、このなかには認められる。例えば、生存権、教育を受ける権利、勤労者として当然受ける勤労権、団結権等も、それらが憲法的な基準で、存在意義を認められている。こういった意味でも、国父、孫中山(孫文)の残した意義は、実に大きいというべきであろう。憲法の条文と実際の運用の差という問題も、今日では、かつてに比べて、はるかに小さくなっているとされる。つまり、何か問題が起こっても、法曹の見識の高さは相当なものである上に、これを支える人民(国民)の側にも、司法部に対する評価は総じて高いものがある。したがって、こういった個々の基本権も、単に条文上のお飾り的なものではなく、もっと血の通った重みがあると考えてよい。

2. 総 統

中華民国の元首にあたる者としては、総統がその役割を果たす(第35条)。憲法による、その権限は、陸海空の3軍を統率する(第36条)、法律を公布し、命令を発布する。ただし、その際、行政院長または関係ある部、会の副署を経なければならない(第37条)。条約締結、および宣戦、講話の権限を行使する(第38条)。ただし、法律、予算、戒厳、大赦、宣戦、講話、条約、および国家の重要事項を議決する権限そのものは行政院長に属し、こうすることによって立法院に対する行政上の責任を明確化している。戒厳令を宣布し、および戒厳の解除を宣布する(第39条)。法により大赦、特赦、減刑、

および復権を行い（第40条），文武官吏を任命し（第41条），栄典を授与する（第42条）。また，立法院の同意を経て行政院院长を指名し（第55条），監察院の同意を経て考試院院长，副院長を指名し（第84条），さらに司法院の院長，副院長および大法官を指名する（第79条1項，2項）。このほか，国民大会を召集する（第29条），国家に天災，疫病が発生，あるいは財政経済上，重大な事態が生じた場合，緊急命令を発することもできる（第43条）。また行政院が立法院で決議した諸種の案件につき，実行が困難であると認めたとき，立法院に再議を求めることができ（第57条），院と院との間における紛争にさいしても，その権限争議に対する処理権限を賦与されている（第44条）。

總統が働く直属の總統府（現在，總統府として使われている建物は，日本の植民地だったとき，わが国の統治の象徴として1885年，建てられたもので，旧台湾總督府であったものである）は，この国の正に中枢部ともいえるところで，大事な機関はここに集まっている。例えば，国民党指導部，その他の政界の人々で構成される資政と，陸，海，空の3軍からなる特官で構成された参軍があり，このほか諮詢機関として国家統一委員会，国策顧問委員会，戦略委員会，国家安全会議等がおかかれている（後述）。

憲法上，戒厳令布告や重大事態の緊急命令の公布には，必ず立法院の可決ないし追認が不可欠となっている。臨時条款は，總統の権限として戒厳令や緊急命令を出すことができるようになってしまった。この臨時条款は，すでに廃止されたのであるが，それに取って代わって憲法の改正手続きで，これらの一部を移し変えた点は，總統の権限拡大とみるむきもある。例えば，増補条文（1997年）の第2条の国家安全会議，および国家所属の安全局を設けることができるとの想定や，第7条の，弾劾権を有している監察院を，従来の選挙制の制度から總統の指名制に変更した点の規定等は，それらの典型とされる。

總統（副総裁も同じ）は，中華民国自由地区の全人民が直接選挙によって選び，満40歳になった者が被選挙権も有する（第45条）。なお，国外に居住する人民も帰国して選挙権を行使できる（詳細は別に法律で定める）。任期は

4年とし、1期だけ連任することができる。したがって、第47条の規定は適用されなくなった。後者は、任期6年と定めていたところ、短くすることによって民意をより正しくはかろうとするものであろう。憲法第27条の規定によって、任期中に犯罪、その他の違法行為によって罷免の事由に該当するときは、国民大会代表総数の4分の1以上が提案して、3分の2以上の賛成を経て提出し、ならびに中華民国自由地区の選挙権保有者総数の過半数が投票した上で、有効票の過半数が罷免に同意しているときは、ただちに成立通過したものとする（増補条文第2条）。さらに、立法院が国民大会に弾劾案を提出し、そこで代表総数の3分の2以上が同意すれば、ただちに解任される（増補条文第2条10項、以前の規定では、これは立法院ではなく監察院の職責であった）。また、疫病やその他、事故等によって空位の事態が生じたときには、副總統が任期満了までその後を継ぐが、總統、副總統が共に不在の場合が起ったときは、行政院長が職権を、やはり残任期間は行使する（第49条、ただし、国民大会は選挙権を失ったことから、住民の直接選挙で選ばれることとなった。増補条文第2条8項）。なお、第50条、第51条により行政院長が職権を代行するときには、代行の期間は3カ月を越えることはできない。總統、副總統ともに任期は4年であり、1期だけ連任できる（元来は6年であった。第47条。増補条文第2条6項）。

總統の職権は、直属の執務庁たる總統府を中心にして行われる。その主な組織を示すと次のとおりであり、いずれも總統直属の機関として国的重要事項を審議する。

- ・總統府資政——国の重要な施策方針につき、助言をさしつける、国民党の長老クラス、若干名で構成
- ・總統府秘書長——總統府の事務一切を総括、閣僚級の重要な地位
- ・總統府所属参軍——参軍長ならびに参軍（陸、海、空3軍の将官）10～15名で構成
- ・国家統一委員会
- ・国策顧問委員会

- ・戦略顧問委員会

- ・中央研究所（学術会議），国史館（史料編纂），国父陵園管理委員会等

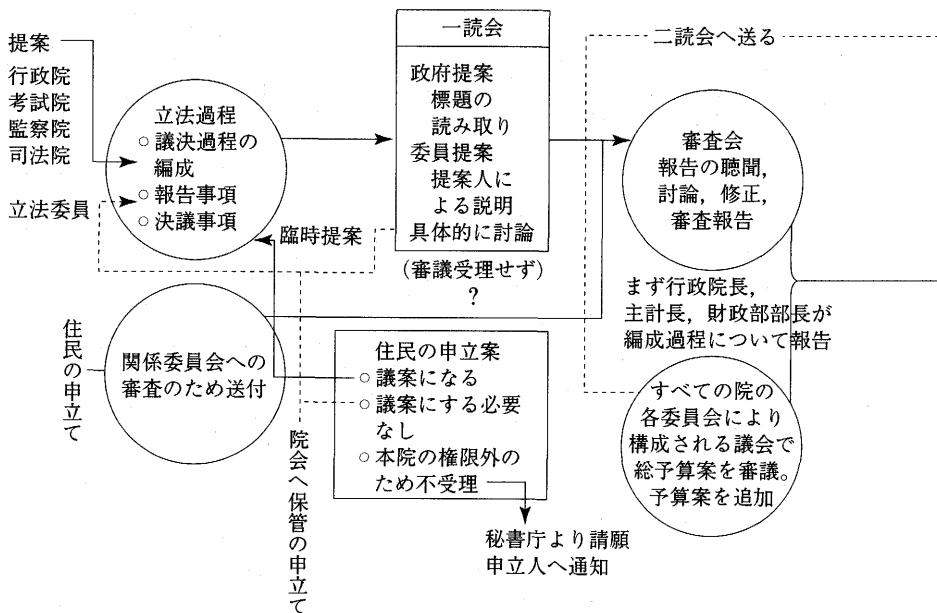
この他，国家安全会議も總統の主幹する重要な会議として，副總統，參軍長，行政院院長，副院长，国防部部長，外交部部長，経済部部長等の出席の下に開かれるものである。

中華民国の憲法の建前からいえば，總統は本来，名目的な国家元首であるはずであった。この点は，しかしながら現実的には，相当，変質してしまった。この国家安全会議も臨時条款に基づいて設置されたものである。したがって，臨時条款が廃止されたのである以上，これによって認められた特別の権限や制度も消えることにならねば，おかしいことになろう。しかし，非常時の最高意思決定機関である国家安全会議も，なお有効に存在している。そしてなによりも總統の権限も，今日なお憲法を改正して増補条文の形で少しも変わっていない。これは總統個人に権力を集中せざるを得なかつた臨時条款の名残であろう。

3. 国 会

いわゆる「国会」というものは，中央民意機構といわれる国民大会，立法院，監察院の三者で構成される。それぞれの役目があつて機能別に眺めると，憲法改正が国民大会（第27条および増補条文第1条），通常の法律，予算，宣戰，条約等は立法院（第63条），国家機関を監察するのは監察院の分担（第90条）になっている。この点は，すでに概観したとおりである。ここでは，主として立法院を見てみることにしよう。立法院は，国家最高の立法機関であり，人民の選挙した立法委員（国会議員）によって組織し，人民を代表して立法権を行使する（第62条）。国民大会と同じく，もともとは中国本土を活躍の場と考えていたため，憲法自体は規定では，この立法委員は，広く全土から代表されることになっている（第64条）。しかし，それは建て前にすぎない。実質的に，この規定を改めて国民大会，立法院，監察院の三者ともど

図2 台湾（中華民国）の

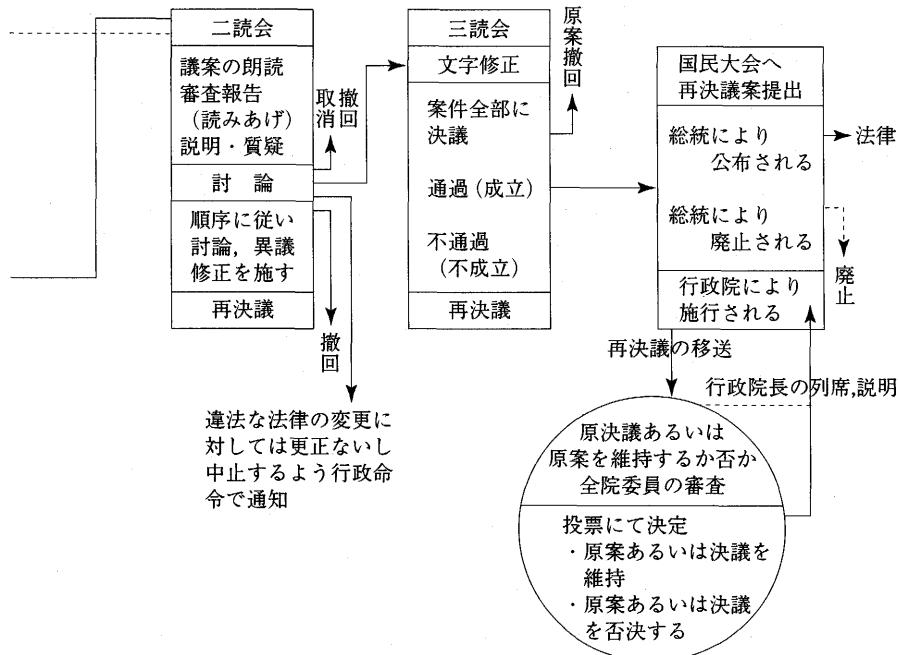


(出所) 彭懷恩『中華民国政府と政治』1997年, 301ページから引用。

も、1993年1月末までに全面改選に踏み切った(91年の改憲手続きの第5条, この規定を受けて97年の第1条, 第4条。なお, 監察院については総統の指名制になっていて, 選挙ではなくなっている。97年の増補条文でいうと第7条)。この結果として行われた立法院の選挙結果では, 野党の民進党が定数の3分の1近い50議席を獲得し, その結果, 与党的国民党との競り合いが激化したといわれている。いずれにせよ, 本音では中国との分離を既成の事実として受け入れているのではなかろうか。なぜならば, 台湾の国会ということが前提になっているからである。

立法委員の任期は3年とし, かつ再び選ばれた者は重ねて任期につくことができる(第65条)。この規定も, 久しいこと実際には適用されなかった。それも, 結局は上に述べた中華民国の台湾化という方向で, 一応の決着をつけようとしているのかもしれない。

立法過程



立法院院長、副院長は、立法委員の間から選挙で選ばれる（第66条）。これは、民主進歩党の躍進で、今後、誰がなるのかは興味のつきぬ問題となろう。現在、昔からの国民党のほかに、民進党（民主進歩党）、新党等が主なところとしては存在している。

立法院の権限としては、本来の立法権のほか、国家の重要事項にかかる事項にも及んでいる（図2）。例えば、戒厳令（第39条参照）およびそれに伴う緊急命令について考えてみるとしよう。これは本来ならば、第43条に従い總統は、立法院の可決または追認を条件としているのである。しかし、増補条文の第2条で立法院の同意なしで、これを出しするように変更してしまった。つまり、臨時条款の廃止でもって、こうした特権は失うことになるにもかかわらず、こんどは憲法を改正して、それをそっくり増補条文という形にして温存させている。大赦案決議について（第40条参照）、宣戰案、講話案、

および条約案について、その他、国家にとって重要かつ大事な事項については、いずれも立法院が関与する（第63条）。これら以外にも、財政監察権として、会計年度の開始する3カ月前に翌年度の予算案を、行政院から提出させる（第59条）。さらには行政院が立法院に対して責任を負うことの、具体的な例として、立法委員は行政院長および行政院の各部会会長に対して各種の質問を行う権限をもつ（第57条）。このほか、人事任命と同意権として、行政院の院長が決算を提出してから3カ月以内に法に基づいた審査を行い、立法院に審査報告を提出しなければならず、また、監察院には審査長をおかねばならないが、それは總統が指名したのち、立法院の同意を経ることが要件となっている、したがって、この二つを特別の権限と考えることができる（第104・105条）。このほか第10章の中央と地方制度との関係では、第107条、第108条、第109条、第110条に掲げる事項を除いて、発生した事柄について、しかも、それが中央、地方のいずれかの権限に属するのか不明な場合、立法院がこれを解決することになる（第111条）。立法院が行政院の重要政策に賛同しないとき、決議をもって行政院に変更を求めることができる（第57条）。なお、憲法の施行および改正に関して、立法院は立法委員の4分の1の発議に基づき、4分の3の出席委員および同じく4分の3の議決によって憲法改正案を作成して、国民大会にその承認を提案することができる（第174条）。したがって、改正の権限は、国民大会だけしかもたぬのであるが、改正案を提示することに関しては、立法院にも権限が認められていることになる⁽¹⁶⁾。

さらに立法院が増補条文の第3条で行政院長に対する倒閣権、それに第4条で總統、副總統に対する弾劾権の二つの権限が加えられたのは注目に値しよう。

立法委員には、言論免責権があり（第73条）、院内において行った言論、ならびに評決に関しては責任を問われることはない。また、現行犯を除いて、立法院への許諾請求が認められないかぎり、逮捕、あるいは拘禁されることはない。そして、立法委員は、その在任期間中は官吏を兼任することは許されない（第75条）。

なお、この立法院に対しての解散権を新たに総統は獲得した（増補条文第2条2項）。これは立法院には行政院院長に対する不信任決議権を付与したこととの権衡をはかったものである（増補条文第3条）。

4. 行 政

わが国の内閣にあたるものは行政院であり、首相にあたるのが行政院長である。国家の最高の行政機関であり（第53条）、行政院組織法の規定により、この組織体系には八つの部があり、これは日本の各省に該当するものとみてよい。内政部、外交部、国防部、財政部、経済部、教育部、法務部、交通部の8部である。さらに蒙藏（モンゴルとチベットを受け持つ）委員会と、僑務（華僑を受け持つ）委員会の二つ会、秘書処と主計処の二つ処、新聞局と人事行政局の2局、衛生署と環境保護署の2署、等があり、このほかに故宮博物院、中央銀行およびその他の委員会、例えば法規委員会や訴願委員会が設置されている。

これらと並んで特設委員会も設けられている。原子力委員会、除隊役軍人補導委員会、青年補導委員会、文化建設委員会、経済建設委員会、農業委員会、労士委員会、国家科学委員会、研究発展審査委員会、北美事務強調委員会、中央選挙委員会、大陸委員会、公正取引委員会、消費者保護委員会、原住民委員会および体育委員会の16委員会である。

部の下部組織として局（例えば、経済部、中央標準局、商品検査局、国際貿易局、工業局）、署（内政部警察署、消防署）、処（衛生処薬政処）、司（経済部商業司）および各種委員会（例えば、経済部能源委員会、訴願委員会、法規委員会、投資審議委員会、国営事業委員会）が設けられている（図3）。

したがって、以上を概観すれば、行政部は八つの部、二つの会、二つの処、2局、2署、それに中央銀行等を併せもった集合体ということができよう。なかには歴史的な意義を有するものも見い出されるが、これは行政もまた、過去の遺物を引きずってきている証拠であろう。

図 3-1 台湾（中華民国）の行政院の仕組み

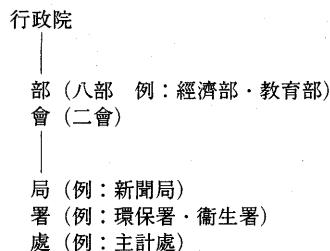
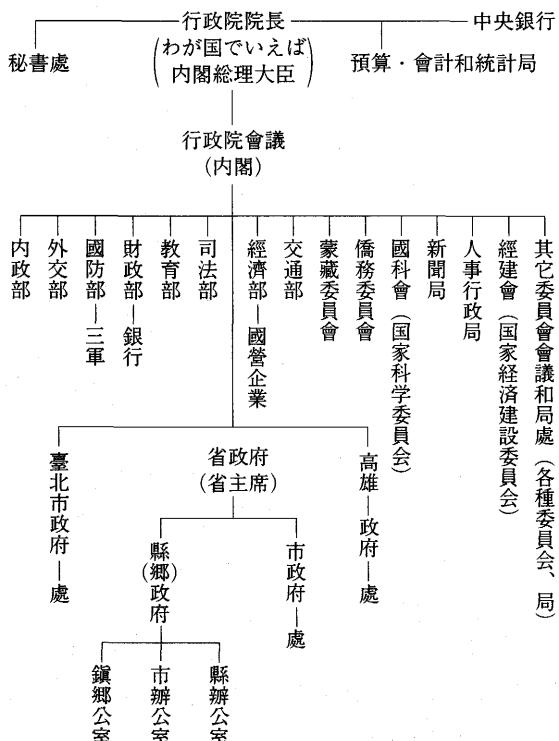


図 3-2 行政院および省政府、地方政府の組織



(出所) 図 3-1, 3-2 ともに、蔡志方『行政法36講』および
彭懷恩『中華民国政府與政治』に基づき作成。

行政院長の権限は、立法院へ法律、予算、戒厳、解嚴、宣戦、講話、条約等の法案を提出することであり（第58条2項），したがって行政院長は立法院に対して行政上の責任を負っていることとなる。また總統が法律や命令を公布するにあたっては、行政院長あるいは関係部長の副署（同意署名）を必要としていた。

行政部の各部、行、局、署といった下部組織を有するが、常務次長、政務次長以下、それぞれ法律に応じて所管業務を分担し、各種の担当者が割り当てられ、それと同時に各部門に参事、秘書等を置き、職務を補佐する（行政院組織法第9条以下）。職務の本質上、行政事務は上命下服であることは論を俟たない。その究極の最高行政の責任者たる者が行政院長なのである（第54条）。このため行政院に行政院会議を設け、行政院長が主席となって、行政副院长、各部会首長、および部会を首管しない政務委員の参与の下で、与えられた案件を審議する（第58条）。日本でいう閣議に相当するものであろう。この行政院会議は、最終的な決定権限を有しているのは、院長本人である。もとより意見は自由に述べることはできるが、他の構成員は議決権を有するものではない。

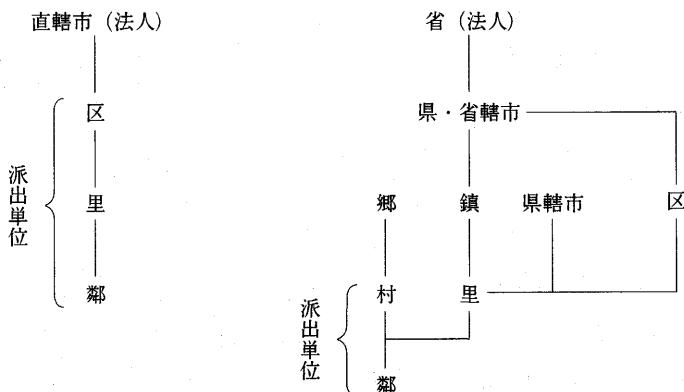
先にみたように、總統との関係についても、法律、命令を公布するときには、行政院長ないしは関係部長の副署（同意署名）の要することによって（第37条）、總統に対するバランスを保っていた。ところが、その後の憲法改正によって（増補条文第2条2項、1997年），これを不要としたため、結果として總統の権限が強まり、一方の行政院長のほうは逆に弱まってしまった。さらに、元来ならば行政院院长は總統が指名した後、任命にあたっては立法院の同意を必要としていた（第55条）。これも、4度目の憲法改正で不用としまった（増補条文第3条、97年）。代わりに、立法院に行政院長への不信任決議権を新たに付与している。こうした背景には政党間の対立色が色濃い立法院の結果を、行政院の人事にまで持ち込ませずに、直接に選挙で選ばれるようになった民選の總統に一任しようというものである。

[地方行政（組織）]

現行憲法の規定の仕方からみるならば、まず大きく中央と地方の権限とに分け（第10章）、そして地方制度を省と県とに分けている（第11章）。しかし、ここでは実質的に増補条文の第9条と憲法の規定、第118条との関係を観察するだけに止めておく。4度目の憲法改正によって、従来の省長選挙と省議会議員の選挙は廃止された。ここにも憲法を台湾の現実に合わせてゆこうとの意思があるようと思える。中華民国でなく台湾こそが祖国であるとするなら、さらに台湾省政府があるということ自体、大きな撞着である。省政府（これは、かつて台湾島中部の中興新村におかれていた）も段階的に廃止の方向が決定したのも、時代の流れにそった選択なのかもしれない。ただ、約12万人もいるといわれる省政府の公務員を、今後どのようにしてゆくかは大きな問題として、クローズアップしてくることになるであろう。

4度目の憲法改正で、それまでの第8条の下での地上自治体（省、県）の長や議会の選挙を廃止して、総統の直接任命制に改めた（増補条文第9条、

図4 地域の自治行政組織



（出所）陳陽德・衛正言『中華民国憲法動態新論』444ページに基づき筆者作成。

1997年）。一つには、地方の場合、末端選挙が構造的に腐敗しており、汚職等、社会の暗い部分との結びつきが指摘されていた⁽¹⁷⁾。それを、今回の改革で断ち切ろうというねらいをもつものとされている。

(a)省およびそれに所属する地方行政組織（図4）

省県自治法第2条の規定によると、地方自治の法人には省、県（省轄市）、郷（鎮、県轄市）がある。市以外の区、郷鎮県轄市、区以下の村、里、鄰については、すべて派出、あるいは編組単位である。以上の法人を、行政組織別にみると省政府（庁、処、局、委員会および幕僚単位を総括する）、そして、県政府（やはり局、処、室、委員会および幕僚単位を総括する）が代表的であり、このほか郷（鎮、県轄市）と公役場（科、課）があげられる。

(b)直轄市およびそれに所属する各級の行政組織

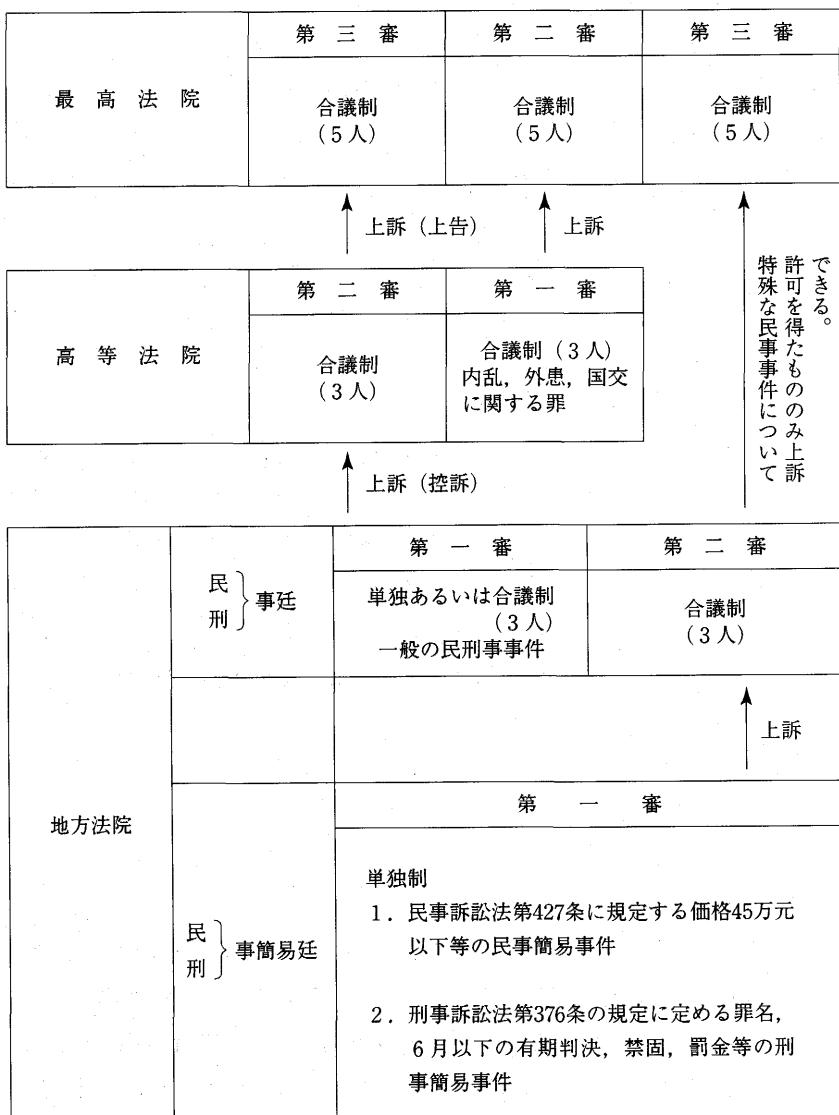
直轄市は、直轄市自治法第3条の規定によって自治法人である。その管轄の下に区がある（これより下位に里、鄰が設置される）、しかし、これは法人とはならない。それ故、自治行政上の主体とはなりえず、行政権の上で主体となることはありえない。直轄市自治法第4条によって市政府は、直轄市の行政組織である。これに対し、里長は同法第34条によって選ばれ、区長は同法第32条に従って任用されるのであるが、これらの事務所は単独で行政機関にはなりえない。

5. 司 法

(1) 通常法院

司法院は、裁判権として最高の機関である（第77条）。その管轄権は、民事、刑事および行政の各分野に及び、唯一つの例外として現役軍人たる場合に受ける軍事裁判がある。司法院は憲法を解釈し（第173条参照）、同時に法律、命令の解釈を統一する権限を有している（第78条）。これは、国権の機能として憲法、法律等を解釈することのできる唯一、最高の機能であり、法院組織法（これは、わが国の裁判所法に当たる）の上での地方法院、高等法院、

図5 台湾（中華民国）の裁判所組織図



(出所) 中華民国司法院 (1997) 司法院編印, 6ページより作成。

最高法院のいずれもが等しくもつものである（図5）。

地方法院は、事件の性質によって法官（わが国の裁判官）が1人で裁くものと、これを3人で裁くものとに分かれる。前者を簡易廷と呼び、後者を通常の民事廷、刑事廷と呼ぶが、わが国のような地方裁判所と独立した簡易裁判所が存在するわけではない。

憲法や増補条文、そのほか関連する法規から司法院の機能を包括的に記するならば、一応、次のとおりである（表1）。もとより、ここに示すのはすべてではない。

- ①憲法の解釈権
- ②政党の違憲解散事件
- ③民事、刑事の訴訟事件
- ④行政訴訟事件
- ⑤公務員懲戒審議請求事件
- ⑥地方自治事項に関する違法および違憲事件

司法院は、法官のほかに以下の秘書等のスタッフをもつ。列挙すると、秘书處、大法官書記處、民事庭、刑事庭、行政訴訟および懲戒庭、司法行政庭、

表1 （審判権） 大まかな事件の性質による分け方

-
- (1) 政党違憲解散事件
裁判官である司法院大法官により構成される憲法法廷で審理する。
 - (2) 民事、刑事事件
通常法院（通常の裁判所）としての最高法院、高等法院、地方法院、およびその支所（支部）で扱う。原則上、三階級三審制度を採用しているが、三階級二審という例外もある。一审、二審は事実審で、三審は法律審である。
 - (3) 行政事件
特別に設けた行政法院（行政裁判所）で扱う。現在、一审終審制を採用しているが、法定の再審事由がある場合、再審請求の申し立てが認められる。要するに住民の権益を救済するのが主旨である。
-

資産管理処、政風処（これは、司法上の風紀規律や清廉潔白性、汚職等の防止、公務の機密維持、司法公務員の財産報告や、司法官庁等につき監視することを責務とする）の八つの司法行政権、組織内部に対する監察権に服するものを有している。無論のことながら、以上、八つの各機関の呼称は、中華民国（台湾）の個別の用法に従っているのであり、これら全部を総括して司法院という一つの組織に所属するものである（司法院組織法第9・19条等参照）。

このほか懲戒権も有しており、公務の執行にかかる公務員の懲戒事由を掌理するのである（第77条）。結局、司法院は、憲法をはじめとする諸々の法規によって、各個別的な法規等の解釈権、具体的な事件の審判権、公務員の懲戒権、および司法行政権の四つを権限の作用として認められているといえよう。

(2) 司法院大法官会議

以上述べたほかに、大法官という特別の肩書をもつ人々で構成される、通常の法院から独立した組織がある。憲法との整合性をはかる趣旨で、17名（現在のところ15名）の大法官からなる別格の独立した、この組織を司法院大法官会議と呼ぶが、実質において裁判所であることに変わりがあるのでない。そこで解釈する事柄は次のとおりである（司法院大法官審理案件法第4条）⁽¹⁸⁾。

- ①憲法適用に関して疑義が生じた場合
- ②法律、または命令が憲法に抵触するか否かに関する事柄の場合
- ③省自治法、県自治法、省の法規および県の法規が憲法と抵触するか否かに関する事柄の場合

審理の行使は合議体によって行い、総数の4分の3以上の大法官が出席し、その出席者の4分の3の賛成を得なければ可決することができない。また、違憲である旨を宣告するには、出席者の過半数の賛成を得てこれを行う。法律、命令の統一、解釈を行うときには、総数の過半数が出席し、その過半数の賛成がなければ可決することは不可能である。特に憲法にかかる政党違

憲解を審理するには、大法官総数の4分の3以上が出席しなければ期日の口頭弁論を行うことができず、その口頭弁論期日に出席した大法官の3分の2以上の賛成がなければ解散の表決を下すことができない。

最近の例では、この大法官会議が「共産主義と国土の分裂」を主張するデモを許可しないと規定しているデモ関連の法規につき、これを憲法の認める言論の自由に違反しているから、違憲であると認定した。したがって、これによって、今後デモで主張する内容は大幅に自由化されることとなろう⁽¹⁹⁾。

（3）行政裁判所

住民は、中央あるいは地方自治の機関に対して行政処分が違法で権利の侵害であると思われるときには、訴願法により行政処分につき再審査請求ができる。しかし再審査の請求が3ヵ月経てもなされず、あるいは再審査の請求期間を2ヵ月延長しても審理されないものについては、行政裁判所に対して行政訴訟を提起することができる。権限の行使を逸脱したり、権力の濫用に基づく行政処分が違法な例とみなされるすでに中央の各院に提訴したものについては、再審請求として扱うこととなっている。

行政訴訟においては、原告となるのは住民であり、一方の行政側が被告となる。当事者双方は平等な地位に立ち、行政訴訟としての裁判の拘束を受けるのである。行政訴訟の審判は5人の法官によってなされ、法律審と事実審を兼ねたものであり、そこで証拠調べと口頭弁論が行われる。現行の行政訴訟法は一審終結制度を採用しているが、法律上、再審事由が存在する場合は規定に従って再審請求ができる。

行政訴訟の判決の内容で、注意すべき点は、原処分あるいは決定の変更の場合において、住民のすでに取得した権益があるとき、それを保障するため原処分あるいは決定よりも不利益な判決をしてはならないと定めていることである。

行政裁判所には院長1人をおき、全裁判所の行政事務を掌握する。現在、行政裁判所は五つの法廷があり、各法廷には庭長1人、法官4人が配置され

ている。その他、書記庁が設置されており書記官長1人がいる。

(4) 司法権の独立および司法改革の努力

法官は終身職であり、刑事、懲戒処分、あるいは禁治産の宣告を受けぬかぎりは免職されない。そして法律によらなければ停職、転任、減俸されることはない（第81条）。職務の執行にあたり、政治的な党派を超越して、法律により独立した立場で審判するのであり、その際には外部からもいかなる干渉を受けぬこととなっている（第80条）。いうまでもなく、司法権の独立、法官（裁判官）の独立を定めたものである。この概念、それ自体は、単に裁判という形式だけをとらえて論議することだけでなく、もっと視野を広げて事の本質をみると、見誤りやすいものである。例えば、給料、昇進、身辺の安全性も考慮に入れなければならない。しかしながら、総体的にみて台湾の司法部の質は、既述のとおりなかなか高いものとされている。これ故、外国人でも内国人と同様に、安心して裁判を受けられることがあるという。

また、とりわけ民事の分野における司法改革は⁽²⁰⁾めざましいものがある。すでに地方法院（日本の地方裁判所にあたり、しかも第一審裁判所である）が、通常廷と簡易廷の二つに分け（廷は、日本でいうと部に相当するのであるが、簡易廷は新たに作られた），単独の法官によって簡易な事件を専門に扱う簡易廷を設けて、1990年8月20日公布、施行している。さらに、10万元以下の訴訟につき、いわゆる少額訴訟として簡易廷に特別な扱いで処理する手続き規定を設けた（草案436ノ8条）。わが国の例を考えてもわかるように、従来は、こういった訴訟は費用、時間等がかかるてしまい、実体法上の権利も実際の裁判において実現させることはむずかしい。いわば絵に描いた餅にすぎず、裁判所には、現実問題として姿を見せなかつたものである。こういった点を放置しておくことは、ついには司法の機能不全を来すのであり、「法の支配」は完全に手の届かないものとなってしまいかねない。法治国家である以上、最終的な解決は法律によって、きちんと司法で解決してゆくという姿勢を、台湾もまた示したものと理解できよう⁽²¹⁾。

なお、蛇足ながら付け加えると、検察官は行政官である。法務部に所属し、その下に最高法院検察処と地方法院検察処に分かれる。これが、それぞれ最高法院と高等法院（以上の二つが最高法院検察処）、そして地方法院（地方法院検察処）に附置されるのである。

結 語

台湾と中国とは、台湾海峡を挟んで文字どおり一衣帶水の近さにある。しかし、その垣根はきわめて高かった。この中華民族の2国家は、互いに正当性を主唱して今日までやってきたのである。その反面において、こういった公的、政治的な対立は別にして、ヒト、モノ、カネといった流れが現実には出来上がっている。そこで中国側は、通商、通郵、通航のシグナルを送っているほどである。表面上は、台湾側は「三不政策」で、交渉せず、接触せず、妥協せずの原則を押しとおすことで対策しているようにみえる。だが、ジェスチュアでは、こうした態度をとりつつも心の内側は複雑であり、そう簡単には明確な答えを出せそうにもない。内戦後、台湾にやって来て以来、大陸との関係を断ち切って独自の統治体制を形成し、しかも生活水準では相当な開きが生じている。ところが反面において、本土への本能的な帰属性もさることながら、台湾にとっても13億人という、あの途轍もない市場だけでも何にも代えがたい魅力に富んだものであろう。現在でも、その投資総額は、43億ドルにのぼっている。1993年現在、87億ドルに拡大し、対中投資は150億ドル以上に膨らんでいるという⁽²²⁾。政治的な対立はさておき、経済的な交流は活発化への途をまっしぐらの感が強い。正に両岸経済圏が出来上がっているとみてよいぐらいである。

将来のあり方に対して、中国側の出してきたカードは、「一国二制度」あるいは「特別行政区」というものであった。そもそも、台湾人の一般大衆が、この問題に関してどのように理解しているであろうか。ある新聞が行ったア

ンケート調査結果によると、それは次のようなものであった⁽²³⁾。自分を何国人であると考えるかの問い合わせに対して、1位は台湾人であると答えた(36.9%)、2位は台湾人でもあり、かつまた、中国人でもあると答えた(34.8%)。そして3位が中国人であるとのみ答えた(23.1%)。このパーセンテージを見てもわかるように、「台湾人」が1位を占めているものの、それは同時に「中華風の上着」が霞のように掛かっている状態のものである。もし、この結果が押し並べて正しいものと仮定するならば、先の「一国二制度」等も、それなりの色合いをもつものにしなければなるまい。すなわち、今の台湾の人々が統一を望むと仮定して、その統一方式を選ぶとするのならば、政治的な排他性のある実体をもった上での「一国二制度」とならねばなるまい。換言するならば、政治、経済、軍事、国家の基本的作用等での面において、独立した政府をもち、そうした制度の下にいちだんと高い統一国家の屋根に収まる、というものでなければならぬはずである。台湾という実態に則した、形式には縛られない動きは、一部は現実化している。例えば、オリンピック等でも「中華民国」という名称に固執しなくなってしまっており、今後も要するに実態でのものをいい、活動することが多くなってゆくであろう。しかし、他方の中国側からみると、将来、一体どこへ行くのかわからず、かつ、それは是認できるものもあるまい。とはいって、さまざまな内政問題や国際的関係から考えて、この両国は確かに相違点は残しつつも、絶えず理解の共通点をさぐるように力点を移しているように思える。

この国では、国民党が長いこと政権を担ってきた。けれども、その後、籠が緩み戒厳令が解除され、政治結社の禁止も解かれ、また、新聞、テレビ等の報道も大幅に自由となってきた。こうしたマスコミ側の動きと呼応するかのごとく、今まで口を封じられていた種々の主張も、人前で堂々と繰り広げられるようになってきた。政治の分野においてもさまざまな政党が生まれるにいたっており、代表的なものは国民党のほかに、新たに民主進歩党(民進党)、建国党、および新党といったところである。台北市長選はじめ統一地方首長の選挙では飛躍的な票の伸びを示し、これが立法院にも政策上の飛び

火現象を引き起こした。すなわち、对中国政策をめぐる対立が、過去にみられなかつたほど、旗幟鮮明なものとなりつつある。一般の人々の間でも、より活発に中台問題が正面きつて議論されている。このこと自体、一昔前に比べて大きな前進であるといわざるを得ない⁽²⁴⁾。台湾独立論と一口にいっても、そこにはいろいろなものが考えられる。政党として独立を掲げるものは、なんといっても民主進歩党であろう。国民投票等の民主的方法によって、段階的に独立を達成しようというものが、最も一般的な同党の立場とされている。このほか、台湾側からの「二つの中国」というものも、内容は独立論と五十歩百歩といった感じがする。要するに台湾を中華民国とし、かつての中華民国とは違うのであり、現実に効力が及ばない地域の主権は放棄し、実効支配している地域に限るとしている。その際の手続きは、国民大会の決議さえ済めば可能となることとなる。こうした上で対等の立場で「二つの中国」として、外部に対して一つにまとまろうとするものであるが、これは中国が武力を発動しても、絶対に阻むとの決意を全世界に示していることから、とてもそのままを実行することはできぬであろう。地方単位の選挙では、民主進歩党の主張は、一般の人々に受け入れやすく、このところ急激に得票率を伸ばしているという。こういった動きに、さらに李登輝総統も台湾は独立した主権国家である旨、さかんに力説している。統一か独立かで揺れ動く狭間で、彼の真意がどこにあるのかについては定説はないが、問題の深さを改めて教えられる。この国家連合のあり方こそが、現在の最大の課題であり、この難関をくぐり抜けるために、地道なそして理性的な考え方を立てる、一步一步、両国の柔軟外交を基礎にした着実な話し合いを期待したいと思う。

注(1) かつて漢族は、これら原住民のことを生蕃および熟蕃と呼んでいたが、これは彼らを劣等視していた言葉である。

(2) オランダ人が、こうして入り込んで、この地一帯（主として現在の台南地域）の現地人の呼び名である「タイワン」を用いるようになつたという。したがって、当時の「タイワン」は、正確には島全部を指すのではなく、

台南周辺だけを意味するものであった。そもそも、台湾島は、この時代（17世紀半ば）まで中国の領土には入ってはいなかったのである。

- (3) 鄭王朝を築き上げた鄭成功は、父親の芝竜と長崎県の平戸で日本人の母親との間に生まれた。明朝復興の願いをこめて戦いを続け、明の皇帝から国姓（明朝の姓）たる朱氏を賜わったほどである。しかし彼の孫の代になって清朝によって、本文に書いたような事情で滅亡させられてしまうのである。台湾を支配したのは、わずかに22年間のことであった。
- (4) 初当は、台湾自体は福建省に属し、台湾府として台南に下部役所がおかれていたが、久しく中央（清朝）の統治も思うままにはゆかなかつた。いわゆる「化外の地」と呼ばれるのは、この間の事情を物語るものである。
- (5) この頃になって、初めて台湾の価値が理解されるように一般の認識を勝ちとるにいたり、新たな自立の「台湾省」が設けられるようになった（1885年）。いわば、外国の認識によって、国内の意識が引き上げられた典型といえよう。この前年にベトナムの帰属をめぐって、清国とフランスの闘いが繰り広げられ、台湾の港町はフランス艦隊の砲撃に晒された。
- (6) 1945年10月25日、台湾省行政長官兼警備総司令官として蒋介石より任命された（当時は重慶に国民政府があった）陳儀、および日本側の台湾総督兼軍司令官の安藤利吉が、台北にて降伏の文書に署名した。これにより、1895年から続いた日本の植民地支配は終わりを告げたのである。なお安藤は翌年4月に自決した。
- (7) 具体的には、米国の接近政策は「対台湾政策の見直し」（1950年6月28日）で明らかなように、毎年、1億ドルの軍事援助とさらに、同じ1億ドルの経済援助を続けるものであった。これは、以後15年の間、ずっと途切れることなく行われたのであり、基本的に英國も、これに倣ったのである。このほか米国は、第七艦隊を台湾海峡に出動させ、示威行動もとったりした。また、日本は、この間にサンフランシスコ平和条約を締結して（1951年9月）、国際社会に復帰していたが、これには台湾は不参加であったし、勿論のことながら中華人民共和国も不参加であった。ただし、同じ日に台湾（中華民国）との間では、別に平和条約を回復している。
- (8) 日本は9月29日に中国（中華人民共和国）との国交を樹立することによって、台湾（中華民国）との国交は断たれることとなった。これにより日華平和条約は効力を失うこととなったのである。
- (9) 米国は、中国との劇的な転換を見せる对中国との関係改善をはかったことから、片方では「三つのコミュニケ」を支持せざるを得ない立場におかれている。このたび行われたクリントン大統領の訪中（1998年6月25日）でも、このコミュニケの基本線は、「一つの中国」を支持し、台湾独立には反対するというものである。

- (10) 「中国法」とは、社会主义法の一つである「現代中国法」を指すわけではない。比較的に考えるならば大陸法のなかに加えられている。いわゆる西欧の近代法に中国の伝統法を加味したものといいうるであろう。改めて付言するまでもなく、中華民国の法体系は、現在もなお（ヨーロッパ）大陸法の淵源を引いているのである。
- (11) 台湾における現代の状況を、さかのぼって過去の歴史から取り扱ったものとして、『ジュリスト』99号（1992年4月15日）がある。「台湾法と日本法」と題する特集号で、とりわけ日本法の影響をいかにして受けたのか、その一端をうかがい知ることができる。
- (12) 中華民国が建国を宣言したのは、1912年1月1日であり、孫文が臨時大統領に就任した。これによって、2000年以上続いた中国の王朝は終焉の秋を迎える、アジアで最初の共和国が生まれたのである。しかし、軍閥による政権が続き、国の実態は、孫文の意図する憲法理念とは大きく掛け離れていた。なお、台湾の正式の年号の民国〇〇年とは、この1912年を民国元年として計算することになるわけである。民国87年は、西暦1998年という具合に11年を足せばよいことになる。
- (13) 中国においても数々の記念碑等が存在するのは、この間の事情を物語るものである。
- (14) 動員叛乱平定時期臨時条項という名で、憲法第174条第1号の手続きに従って制定された。1991年4月30日宣告の総統令によって効力を終止することが明らかにされ、同じ年の5月1日交付の総統令によって同条項の廃止が決まった。こうして、共産党との内戦終結は公的に宣言されたのである。もっとも、戒厳令の解除が発表されたのは、これよりも早く87年7月15日であり、同年12月2日には、中国本土への親族訪問も許可されるようになっていた。
- (15) これを憲法増修條文というが、日本語では憲法増補条文と訳している（張有忠『日本語訳中華民国六法全書』参照）。以下では、単に増補条文（増補年次）の形式を用いる。
- (16) 現在の中華民国憲法は、中国の憲法であり、台湾の憲法ではない。これが台湾の独立を主張する場合、最大の障害となる。しかも、国民大会の場合は出席代表の3分の1、立法院の場合は委員の4分の1以上が反対すれば改正是不可能となるので、現憲法の改正を通じての台湾独立は、甚だ実現不可能というほかない。
- (17) 以前から指摘されていることであるが、台湾の場合、ことに地方レベルの選挙では、飲み食い等の供応が半ば公然と行われている。こういった社会の仕組みを放っておくと、結局、金銭が物を言う世の中になつて腐敗の温床となる。社会問題の背景に總統が直接、取り組んでいく姿勢がここにも現われている。

- (18) ある訴訟の審理の途中で憲法上の問題が生じたときは、その審理を止めておいて、この大法官会議の判断を仰ぐのである（司法院大法官審理案件法第5条）。詳細は、揚日然「中華民国大法官会議の目的と機能」（『ジュリスト』999号、1992年4月15日）98ページ以下を参照。なお、これまでの司法院大法官会議法は、1993年に全面的に改正されて、新たに司法院大法官審理案件法となっている。
- (19) 司法院大法官会議判決1998年1月23日。
- (20) 邱聯恭「台湾における司法改革の動き」（『法の支配』108号、1998年2月）は、司法改革にかける最近の動きを伝えてくれる。自らも実際に審議会の中的な役割を果たしている、台湾で第一級の学者の手になるものだけに、今日の司法環境の様子、有様が手にとるようにわかる。
- (21) こうした少額裁判を設けることについては、米国、ドイツ等を手本に世界でも、潮流となりつつある。日本でもやはり今度の民事訴訟法改正で新たに登場したことは、承知のとおりである。
- (22) 稲垣清『中国のしくみ』三菱総合研究所、216ページ以下参照。
- (23) 『自由時報』が1997年9月に行った調査結果であり、これが同年12月12日号に掲載されたものである。
- (24) 中台間の関係に決定的な力を及ぼす米国の出方も微妙である。昨年（1998年）の夏、中国を訪れたクリントン大統領が、その演説のなかで従来の「平和的解決」から新たに「平和的統一」へと用語を代えた。これは、米国の立場が一步、中国寄りになったことを示すものと、台湾側では疑心暗鬼で受け止める空気が強い。もちろん、これにも静観する立場も他方ではなくもないが。

<参考文献>

- (1) 『台湾総覧（1997年版）』台湾研究所、1997年。
- (2) 若林正文「分裂国家と民主化」（『東アジアの国家と社会2』東京大学出版会、1992年）。
- (3) 李登輝『台湾がめざす未来』柏書房、1995年。
- (4) 田弘茂『台湾の政治、民主改革と経済発展』サイマル出版会、1994年。
- (5) 小林進『台湾の前途』サイマル出版会、1989年。
- (6) 戸張東夫・劉文甫『台湾・香港Q&A100』亜紀書房、1996年。